

宅地建物取引業運営の手引

★ 手 続 の 期 限 に 注 意 ★

- ・ 宅地建物取引業者免許の更新

有効期間満了日の90日前から30日前までに申請すること。

- ・ 宅地建物取引業者名簿変更届

宅建業者名簿に変更があった場合は、30日以内に届け出すること。

- ・ 専任の宅地建物取引士の設置

設置義務に抵触するときは、2週間以内に補充等の措置を執ること。

- ・ 宅地建物取引士資格登録事項の変更

氏名、住所、本籍、従事先に変更が生じた場合は、遅滞なく変更申請すること。

- ・ 宅地建物取引士証の更新

有効期間満了日までに申請前6月以内の法定講習を受講し、更新申請すること。

(期間切れを防ぐため、業者自らも、従業者の宅地建物取引士証の有効期間に注意すること。)

令和7年7月

茨城県土木部都市局建築指導課

目 次

1	各種書類等の備え付け	
(1)	証明書の携帯等	1
(2)	専任の宅地建物取引士	2
(3)	帳簿の備え付け	2
2	標識等の掲示	3
3	変更の届出等	
(1)	宅地建物取引業者名簿の変更の届出	3
(2)	宅地建物取引士の変更の登録申請	4
4	取引時の書面交付	
(1)	媒介契約書の交付	5
(2)	重要事項説明書の交付	5
(3)	売買契約書等の交付	7
5	自ら売主の場合の制限	
(1)	自己の所有に属しない宅地建物の売買契約締結の制限	7
(2)	クーリング・オフ	7
(3)	損害賠償額の予定等の制限	8
(4)	手付の額の制限等	8
(5)	瑕疵担保責任についての特約の制限	8
(6)	手付金等の保全	8
(7)	その他	9
6	報酬額の積算（消費税にかかるもの）	9
7	契約の締結の勧誘に係る制限	9
8	宅地建物取引業の免許更新申請	9
9	電子申請について	10
(参考資料)		
	免許申請において書類の不備が多い事項	12
	宅地建物取引業に係る業務の適正な運営について（通知）	14
	宅地建物取引業法の規制範囲	16
	媒介業務フローチャート	17
(様式)	従業者証明書	18
(様式)	従業者名簿	19
	帳簿の記載事項	20
(参考例)	取引台帳（売買）	22
(参考例)	取引台帳（貸借）	23

(様式) 標識 (業者票)	2 4
(告示) 報酬額表	2 5
変更届出書類一覧	3 0
よくあるお問い合わせ	3 2
お役立ち情報集	4 1
問い合わせ先一覧	4 2
免許更新申請用チェックリスト	4 4
事務所状況確認チェックシート	4 6

宅地建物取引業者には、宅地建物取引業法（以下「業法」という。）の規定に基づき、各種書類等の備え付け、標識等の掲示、変更の届出、取引時の書面交付等の様々な義務が課せられており、これらの義務に反した場合、行政処分（免許の取消し、業務停止又は指示）を受けることがあります。（業法の規制する範囲については16頁を参考）

本手引では、それらの義務のうち代表的なものをご案内します。

また、本手引では、従業者証明書・従業者名簿・標識等について、業法で定める様式をお示ししております。確認の上、作成・掲示等を行ってください。

なお、事務所の状況については、確認チェックシートを46頁、47頁に掲載しておりますので、宅地建物取引業者自ら定期的に確認するよう気をつけましょう。

※ 宅地建物取引業法の解釈・運用を行う際の基準については、国土交通省のホームページに掲載されている「**宅地建物取引業法の解釈・運用の考え方**」（令和7年1月1日施行）で最新の内容について確認してください。

1 各種書類等の備え付け

（1）証明書の携帯等

○ 従業者証明書の携帯 ⇒ 様式：18頁参照

宅地建物取引業者は、従業者（代表者含む。）に、その従業者であることを証する証明書を携帯させなければ、その者をその業務に従事させてはなりません。（業法第48条第1項）

◇ 従業者証明書番号の付け方

5けた以上の番号で、次のように付けます。

- ・第1けた及び第2けたには、当該従業者が雇用された年を西暦で表したときの西暦年の下2けたを記載。
- ・第3けた及び第4けたには、当該従業者が雇用された月を記載。ただし、その月が1月から9月までである場合においては、第3けたを0とし、第4けたにはその月を記載。
- ・第5けた以下には、従業者ごとに、重複がないように付した番号を記載。なお、退職者の番号は再使用しないこと。

（例）令和6年4月入社 「2404～」 （～は任意の番号）

○ 従業者証明書の提示

従業者は、取引の関係者の請求があったときは、従業者証明書を提示しなければなりません。（業法第48条第2項）

○ **従業者名簿への記載** ⇒ 様式：17頁参照

宅地建物取引業者は、その事務所ごとに、従業者名簿を備え、従業者の氏名・従業者証明書の番号・従業者となった年月日その他一定の事項を記載し、取引の関係者から請求があったときは、閲覧に供しなければなりません。（業法第48条第3項、第4項）

また、宅地建物取引業者は、従業者名簿を、その最終の記載をした日から10年間保存しなければなりません。（業法施行規則第17条の2第4項）

なお、従業者名簿は、必要に応じ印刷等ができるのであれば、パソコン等で管理することができます。この場合、閲覧は、紙面又はパソコン等のディスプレイで行うこととなります。（業法施行規則第17条の2第3項）

従業者名簿については、プライバシー保護の観点から、従業者の生年月日と住所が削除される改正が行われました（令和7年4月1日施行）。

（2）専任の宅地建物取引士

○ **「専任の宅地建物取引士」の設置及び専任性**

宅地建物取引業者は、その事務所等ごとに、一定数（従業者5人につき1人）以上の成年者である専任の宅地建物取引士を設置しなければなりません。（業法第31条の3第1項）。

専任の宅地建物取引士は、原則として、専らその事務所等に常勤し、専ら宅地建物引業に従事する状態でなければなりません。したがって、他の事務所等の業務とかけ持ちをしている場合、他の法人の代表取締役・常勤取締役を兼任している場合、会社員・公務員のように他の職業に従事していて、一般的な社会通念における営業時間に事務所等に勤務できない場合などは、専任の宅地建物取引士とは認められません。

なお、業法上、有効な宅地建物取引士証を持たない者は宅地建物取引士とはみなされません。したがって、専任の宅地建物取引士となっている方の宅地建物取引士証の有効期限が切れてしまったことにより、事務所ごとに一定数以上の専任の宅地建物取引士が必要という事務所要件を満たせなくなる場合は、たとえ宅建業の取引をしていない場合でも、業法第31条の3に抵触することになりますので、ご注意ください。

設置義務に抵触するときは、2週間以内に補充等の措置をとることと、専任の宅地建物取引士に変更があった場合は30日以内に届け出をすることが、業法で定められています。

（3）帳簿の備え付け

○ **帳簿の備え付け** ⇒ 帳簿の記載事項：20～21頁、参考例：22～23頁参照

宅地建物取引業者は、その事務所ごとに、業務に関する帳簿（取引台帳）を備え付けなければなりません。（業法第49条）

なお、帳簿は、必要に応じ紙面に表示されるのであれば、パソコン等で管理してもかまいません。（業法施行規則第18条第2項）

○ 帳簿への記載

宅地建物取引業者は、取引のあった都度、帳簿に、取引年月日、取引物件の所在地・面積・代金・報酬の額・取引に関与した他の宅地建物取引業者の商号等の一定事項を記載しなければなりません。（業法第49条、業法施行規則第18条第1項）

○ 帳簿の閉鎖及び保存

宅地建物取引業者は、各事業年度の末日をもって帳簿を閉鎖し、閉鎖後5年間（自ら売主となる新築住宅にかかるものについては10年間）保存しなければなりません。（業法施行規則第18条第3項）

○ 本人確認

犯罪収益移転防止法（平成19年3月31日法律第22号（「犯罪による収益の移転防止に関する法律」））が平成20年3月に施行され、宅地建物取引業者に対し、宅地建物の売買（仲介含む。）に当たって、売主・買主・代理人等にかかる本人確認、取引記録等の作成・保存、疑わしい取引の届出等が義務付けられました。

なお、確認記録及び取引記録は7年間保存する必要があります。また、帳簿と確認記録及び取引記録を一つに綴っておくことも可能ですが、それぞれの書類について各法で定める保存期間が異なることに留意しなければなりません。

2 標識等の掲示

○ 業者票、報酬額表の掲示 ⇒ 様式：業者票24頁、報酬額表：25～29頁参照

宅地建物取引業者は、その事務所ごとに、公衆の見やすい場所に、宅地建物取引業者である旨の標識（業者票）と報酬の額（報酬額表）を掲示しなければなりません。（業法第50条第1項、業法施行規則第19条、業法第46条第4項）

※ 報酬額表：宅地建物取引業者が宅地又は建物の売買等に関して受けることができる報酬の額（昭和45年建設省告示第1552号、令和6年6月21日最終改正）
従来、標識には、専任の宅地建物取引士の氏名を記載する必要がありましたが、プライバシー保護の観点から、専任の宅地建物取引士の人数を記載する内容に改正されました（令和7年4月1日施行）。

3 変更の届出等

（1）宅地建物取引業者名簿の変更の届出

免許を受けた宅地建物取引業者は、宅地建物取引業者名簿に記載された下記の事

項について変更があった場合、変更が生じた日から３０日以内に、免許を受けた茨城県知事又は国土交通大臣（関東地方整備局長へ提出）に届け出なければなりません。

（業法第９条）

- ① 商号又は名称
- ② 法人である場合においては、その役員の氏名及び政令使用人の氏名
- ③ 個人である場合においては、その者の氏名及び政令使用人の氏名
- ④ 事務所の名称及び所在地
- ⑤ 専任の宅地建物取引士の氏名

変更事項によって、必要となる添付書類が異なります。変更事項ごとの添付書類については、３０～３１頁をご参照ください。なお、提出部数は正本１部・副本１部となっております。

◇ 詳細は、県建築指導課のホームページをご覧ください（様式ダウンロード可）。

（検索エンジンで検索する場合）

茨城県 建築指導課 宅地建物取引業変更届出書

検索

（URL）

<http://www.pref.ibaraki.jp/doboku/kenshi/kansatsumennkyohp/takkenn/henkoutodokede.html>

（２）宅地建物取引士の変更の登録申請

宅地建物取引士は、登録を受けている下記の事項に変更があった場合、遅滞なく登録した都道府県知事に変更の登録を申請しなければなりません。（業法第２０条）

- ① 氏名
- ② 住所
- ③ 本籍
- ④ 従事先

なお、宅地建物取引士証の交付を受けている方で、①氏名または②住所に変更があった場合は、宅地建物取引士証の書換え交付申請も必要となりますので、ご注意ください。（業法施行規則第１４条の１３）

◇ 詳細は、県建築指導課のホームページをご覧ください（様式ダウンロード可）。

（検索エンジンで検索する場合）

茨城県 建築指導課 宅地建物取引士資格登録簿変更登録申請書

検索

（URL）

<http://www.pref.ibaraki.jp/doboku/kenshi/kansatsumennkyohp/takkenn/shuninnshahennkou.html>

4 取引時の書面交付

(1) 媒介契約書の交付

宅地建物取引業者は、宅地又は建物の売買又は交換の媒介の契約を締結したときは、遅滞なく、一定の事項を記載した書面（媒介契約書）を依頼者に交付しなければなりません。（業法第34条の2第1項、業法施行規則第15条の7）

買主側の媒介であっても、媒介契約書を依頼者に交付しなければなりません。

また、専任媒介契約・専属専任媒介契約を締結した宅地建物取引業者は、物件情報を指定流通機構に登録するなど取引の相手方を見つけるため積極的に努力することが期待されており、依頼者に対し、登録を証する書面を引き渡し、業務の処理状況を報告しなければなりません。（業法第34条の2第5項、第6項、第8項）

なお、代理の場合も媒介と同様の義務が課せられています。（業法第34条の3）

※ 媒介契約書は、その交付に代えて、依頼者の承諾を得て、電磁的方法により提供することができます。

※ 標準媒介契約約款における建物状況調査の記載について、媒介契約の目的物件が既存の住宅である場合において、建物状況調査を実施する者のあつせん「無」とする場合、理由を記載する必要があります。

(2) 重要事項説明書の交付

宅地建物取引業者は、宅地又は建物の売買又は交換を行ったり、売買、交換又は貸借の代理又は媒介を行う場合には、①取引（契約）が成立するまでの間に、②買主・借主・交換の相手方（以下「買主等」。）に対し、③宅地建物取引士をして、④宅地建物取引士証を提示させた上で、⑤重要事項を記載した書面（宅地建物取引士の記名のあるもの）を交付して、説明させなければならぬと、定められています。（業法第35条）

業法第35条は、説明すべき事項を最小限列举したもの（登記簿に記載された事項や法令に基づく制限の概要他）であり、業法第47条第1号に規定する「重要な事項」について、故意に事実を告げず、又は不実のことを告げてはならないとされています。

◇ 「重要な事項」……「個々の取引において、それを告げないことにより、買主等が重大な不利益を被るおそれがある事項、または買主等の契約意志の決定に影響を与える事項」

告知事例としては、物件に関する事項（地中埋設物の存在等）、周辺環境に関する事項（騒音や日照等）、心理的事項（自殺物件等）があります。

国土交通省のガイドライン「宅地建物取引業法の解釈・運用の考え方」では、宅地

建物の過去の履歴や隠れた瑕疵など、取引物件の売主や所有者しか分からない事項について、売主等の協力が得られるときは、売主等に「告知書」を提出してもらい、これを買主等に渡すことにより将来の紛争の防止に役立てることが望ましいとされています。

◇ ハザードマップにおける所在地の説明

取引対象の所在地がハザードマップに表示されているときには、ハザードマップにおける対象物件の所在地を事前に説明する必要があります。

◇ IT重説について

宅地又は建物の賃貸の媒介の場合に限り、パソコンやテレビ等を活用して業法第35条に基づく重要事項説明（IT重説）を行うことができます。

IT重説に際しては、宅地建物取引士が記名した重要事項説明書及び添付書類を、あらかじめ送付しておくこと等が必要です。

◇ 建物状況調査

建物が既存建物であるときは、建物状況調査（実施後1年（鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の共同住宅等は2年）を経過しているものに限る）を実施しているかどうか、及びこれを実施している場合におけるその結果の概要を重要事項として説明する必要があります。

◇ 住宅瑕疵担保履行法（「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律」）

平成21年10月以降に引き渡す新築住宅について、宅地建物取引業者が新築住宅を引き渡す場合、買主を保護するための資力確保として、宅地建物取引業者に対して、保険加入又は供託が義務付けられました。（住宅瑕疵担保履行法第11条）

また、この資力確保の内容は、重要事項として説明する必要があります。（業法第35条第1項第13号）

さらに、基準日（毎年3月31日）における資力確保の状況について、免許を受けた国土交通大臣又は知事に、基準日から3週間以内に届け出なければなりません。（住宅瑕疵担保履行法第12条、同法施行規則第16条）

そして、一度届出の対象となった宅地建物取引業者は、その後、新たな新築住宅の引渡し実績がない場合でも、10年間は基準日ごとに届出が必要です。

なお、資力確保またはその状況に関する届出を行わない場合、基準日の翌日から50日を経過した日以降、売主として新たに新築住宅の売買契約を締結することが禁止されます。（住宅瑕疵担保履行法第13条）

(3) 売買契約書等の交付

契約の締結は、一般的に、契約の当事者が契約内容を最終的に確認し合い、その合意文書である売買契約書等にそれぞれが署（記）名押印することにより行います。

この当事者が署（記）名した売買契約書等が、実務では、業法第37条第1項及び第2項に定められた、宅地建物取引業者が契約締結時に交付しなければならない書面になります。また、この交付すべき書面を作成したときは、宅地建物取引士をして、当該書面に記名させなければなりません。（業法第37条第3項）

また、新築住宅を引き渡す場合、住宅瑕疵担保履行法による資力確保の内容について、売買契約書に記載する必要があります。（業法第37条第1項第11号）

※ 売買契約書は、その交付に代えて、依頼者の承諾を得て、電磁的方法により提供することができます。

◇ 宅地建物取引業と人権について

宅地建物取引業は、憲法で保障された居住、移転の自由に関わる重要な業務に従事しており、日頃から「基本的人権の尊重」を十分に理解し、業務を行っていく必要があります。

物件の所在場所が同和地区かどうかの問い合わせを受けた場合は、回答しなくても業法第47条（重要な事項の告知義務）には違反しませんので、回答できない旨、毅然とした対応をお願いします。

5 自ら売主の場合の制限

宅地建物取引業者が自ら売主となる宅地建物の売買契約については、買主も宅地建物取引業者である場合を除き、下記の（1）から（7）の制限がかかります。

(1) 自己の所有に属しない宅地建物の売買契約締結の制限

宅地建物取引業者は、原則として、自己の所有に属しない宅地建物について、自ら売主となる売買契約（予約を含む。）を締結してはなりません。ただし、売主となる宅地建物取引業者が当該宅地建物を取得する契約を締結しているときなど、一定の条件を満たす場合は、この限りではありません。（業法第33条の2）

(2) クーリング・オフ

宅地建物取引業者が、自ら売主となる宅地建物の売買契約について、当該業者の事務所等以外の場所で買受けの申込みをした者又は売買契約を締結した買主は、当該業者から書面によりクーリング・オフ制度について告げられた日から8日間は無条件で申込みの撤回又は契約の解除ができます。（業法第37条の2）

なお、クーリング・オフ制度の適用のある場所で契約締結等を行ったにもかかわらず、相手側に対して、クーリング・オフ妨害となる行為を行った場合は処分の対象となります。

(3) 損害賠償額の予定等の制限

宅地建物取引業者が、自ら売主となる宅地建物の売買契約において、当事者の債務不履行を理由とする契約の解除に伴う損害賠償の額を予定し、または違約金を定めるときは、これらを合算した額が代金の額の10分の2を超えることとなる定めをしてはなりません。（業法第38条）

(4) 手付の額の制限等

宅地建物取引業者は、自ら売主となる宅地建物の売買契約の締結に際して、代金の額の10分の2を超える額の手付を受領することができません。また、売主が契約の履行に着手するまでは、買主は手付を放棄して契約を解除することができ、その場合は買主に対して違約金を請求することはできません。（業法第39条）

(5) 瑕疵担保責任についての特約の制限

宅地建物取引業者は、自ら売主となる宅地建物の売買契約において、瑕疵担保責任を負うべき期間について、その目的物の引渡しの日から2年以上となる特約をする場合を除き、民法の規定よりも買主に不利となる特約をしてはなりません。（業法第40条）

例えば、特約で、売主は瑕疵担保責任を負わない旨や、瑕疵担保責任を負うべき期間を引渡しの日から3ヶ月と定めた場合でも、その特約は無効となり、民法の規定（瑕疵を発見した日から1年）が適用されることになります。

(6) 手付金等の保全

宅地建物取引業者は、宅地建物の売買で自ら売主となるものに関しては、次の場合を除き、手付金等の保全措置を講じた後でなければ、買主から手付金等を受領してはなりません。（業法第41条、第41条の2）

○ 保全措置を講じる必要のない場合

- ① 宅地建物について、買主への所有権移転の登記がされたとき、又は買主が所有権の登記をしたとき
- ② 宅地建物取引業者が受領しようとする手付金等の額が次の場合
 - ・ 工事完了前の売買：売買代金の額の5%以下であり、かつ、1千万円以下
 - ・ 工事完了後の売買：売買代金の額の10%以下であり、かつ、1千万円以下

(7) その他

その他、割賦販売の契約解除等の制限（業法第42条）、所有権留保等の禁止（業法第43条）があります。

6 報酬額の積算 ⇒ 報酬額表：23～27頁参照

宅地建物取引業者が宅地建物の売買等を媒介し、報酬額（媒介手数料）を積算する際は、「当該売買等に係る代金の額」から消費税額を除いて得た額（税抜き価格）に基づき報酬額を積算する必要があります。代理の場合も同様です。（報酬額表 第二、第三）
※低廉な空き家等（物件価格が800万円以下の宅地建物）については、当該媒体に要する費用を勘案して、原則による上限を超えて報酬を受領できるようになりました（30万円の1.1倍が上限）。

ただし、媒介契約の締結に際し、あらかじめ、報酬額について依頼者に説明し合意する必要があります。

7 契約の締結の勧誘に係る制限

宅地建物取引業者は、その業務に関して取引の相手方等に対し、次に掲げる行為をしてはなりません。（業法第47条の2第3項、業法施行規則第16条の12）

- ・当該契約の目的物である宅地又は建物の将来の環境又は交通その他の利便について誤解させるべき断定的判断を提供すること。
- ・正当な理由なく、当該契約を締結するかどうかを判断するために必要な時間を与えることを拒むこと。
- ・勧誘に先立って宅地建物取引業者の商号又は名称及び当該勧誘を行う者の氏名並びに当該契約の締結について勧誘をする目的であることを告げずに、勧誘を行うこと。
- ・相手方が当該契約を締結しない旨の意思を表示したにもかかわらず、当該勧誘を継続すること。
- ・迷惑を覚えさせるような時間に電話し、又は訪問すること。
- ・深夜又は長時間の勧誘その他の私生活又は業務の平穩を妨害するような方法によりその者を困惑させること。

8 宅地建物取引業の免許更新申請 ⇒ チェックリスト：44～45頁参照

宅地建物取引業の免許の有効期間は5年間です。免許を更新するためには、免許の有効期間満了日の90日前から30日前までに申請しなくてはなりません。なお、申請せずに有効期間を満了した場合、免許は自動的に失効となります。（業法第3条、業法施行規則第3条）

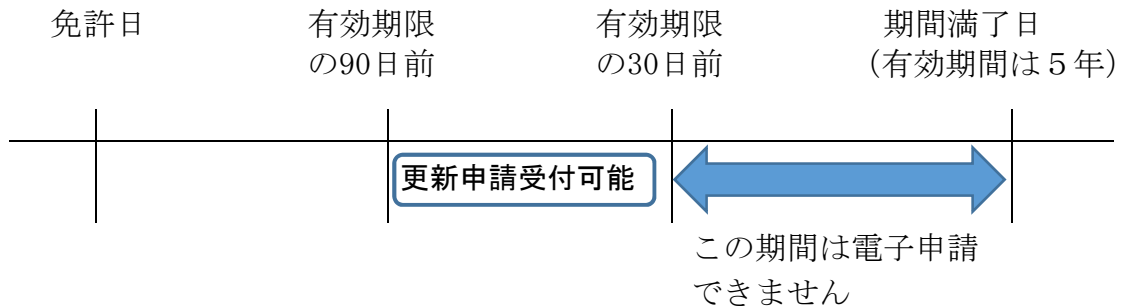
9 電子申請について

下記の手続について、国土交通省手続業務一環処理システム（eMLIT）により電子申請を受け付けています。なお、書面による申請・届出も従来どおり受け付けます。

(1) 対象手続

①宅地建物取引業の更新免許申請

免許の有効期限まで30日を過ぎた日以降の申請については、オンラインでの受付はできません。紙による受付を行いますので、申請書類を揃えたうえで、速やかに、窓口への持参又は郵送により申請してください。



②宅地建物取引業名簿登載事項の変更届

③業務を行う場所の届出（宅建業法第50条第2項）

※ 設置場所都道府県、免許権者がeMLIT運用開始前の行政庁である場合、従来どおり紙で届出をする必要があります。また、電子で届出をする場合は設置場所都道府県、免許権者の両方に電子申請する必要があります。

④宅地建物取引業の新規免許申請

⑤廃業等届出

※電子申請のみでは完結しません。電子申請で届出を行った場合であっても、郵送にて必ず「宅地建物取引業者免許証」を返納してください。

⑥宅地建物取引業者免許証再交付申請

⑦営業保証金供託済届出

⑧宅地建物取引業者免許証の書換え交付申請

⑨宅地建物取引士の登録申請

⑩宅地建物取引士資格登録簿の変更登録申請

⑪宅地建物取引士の登録移転申請

⑫宅地建物取引士の死亡等届出

※電子申請のみでは完結しません。電子申請で届出を行った場合であっても、郵送にて必ず「宅地建物取引士証」を返納してください。

⑬宅地建物取引士の登録消除申請

※電子申請のみでは完結しません。電子申請で届出を行った場合であっても、郵送にて必ず「宅地建物取引士証」を返納してください。

(2) 電子申請システム（eMLIT）について

- ・電子申請システムの概要、マニュアル、操作説明動画は、国土交通省の [eMLIT](#)（国土交通省手続一環処理システム）のサイトをご覧ください。
- ・eMLIT で申請を提出するためには、アカウントを取得する必要があります。
※G ビズ ID サイトで、G ビズ ID アカウントを取得し、G ビズ ID プライムアカウントを利用したサインインが必要となります。

(3) 注意事項

①基本情報等の選択

- ・「基本情報」の「提出先（組織区分）」は「都道府県庁（共通）」を選択してください。
- ・「基本情報」の「提出先（組織）」は「茨城県庁」を選択してください。
- ・「申請情報」の「申請先（都道府県）」は「茨城県」を選択してください。
- ・「申請情報」の「申請先」は「茨城県土木部都市局建築課監察・免許グループ」を選択してください。
- ・各必要添付書類は、様式ダウンロードページよりダウンロードし、適宜必要な書類を作成のうえ、国土交通省手続業務一貫処理システム（eMLIT）申請画面上にて、該当箇所へアップロードしてください。

② 公的機関が発行する書類

- ・公的機関が発行する書類は、申請日前 3 カ月以内に発行されたものが必要です。原本を電子ファイルにし、該当箇所へアップロードしてください。
- ・原本を県に郵送する場合の宛先はこちらです。

【書類の送付先】

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町 978 番 6

茨城県土木部都市局建築指導課監察・免許 G

③手数料

- ・電子申請を利用する場合、いばらき電子申請・届出サービスを利用して納付（キャッシュレス納付）していただきます。
- ・こちらから、申請書に記載のメールアドレス宛に、納付方法についてご案内しますので、案内に従い手数料を納付願います。
- ※書面上の申請者とシステム上の支払者の名義を一致させるようにしてください。また、支払い後の返金や領収書の発行はできませんので、ご注意ください。
- ・オンラインによる宅地建物取引業の免許の申請に係る手数料について、26,500 円とする改正が行われました（R7.4.1 施行）。
※書面による申請の場合は、33,000 円です。

免許申請において書類の不備が多い事項

以下の事項について、書類の不備が多くなっていますので、確認をお願いします。

1 宅地建物取引業経歴書

- ・ 期間については、決算書・納税証明書と合せる必要があります。決算書・納税証明書の期間から遡って直近5年間までを記載してください。
(例：令和7年度決算を終えたばかりで、令和7年度の納税証明書が出せない。
→ 令和2年度から令和6年度の5年間の実績を記載。)
- ・ 直近5年間に実績がなかった場合は、実績がないことの理由書（様式任意）を添付してください。

2 略歴書

- ・ 代表者、役員、政令使用人は添付書類（3）を、専任の宅地建物取引士は添付書類（8）を提出してください。
なお、代表者、役員、政令使用人が専任の宅地建物取引士を兼任している場合は、添付書類（3）のみをご提出ください。（添付書類（8）の提出は必要ありません。）
- ・ 代表者（常勤）、政令使用人、専任宅建士で、他業者と兼業している場合、兼業している会社の非常勤証明（様式任意）を提出してください。

3 代表者等の連絡先に関する書類

- ・ 代表者だけでなく、役員、政令使用人についても記載いただきますようお願いします。

4 身分証明書、登記されていないことの証明書

- ・ 発行から3か月以内のものを提出してください。
- ・ 法人業者の場合、役員全員分（監査役を含む）の提出をお願いします。
- ・ 専任の宅地建物取引士であっても、代表や役員である場合は、身分証明書及び登記されていないことの証明書の提出が必要です。

5 写真

- ・ 全景、入口付近、内部、業者票、報酬額表の写真が必要です。必ずしも様式を使用する必要はありませんので、下記が確認できるよう写真をお撮りください。
全 景：建物全体が写った写真が必要です。
入口付近：商号が写った写真が必要です。
内 部：事務スペース、応接スペースの写真が必要です。
業者票：最新の様式のもの（R7.4.1改正）を掲示してください。
文字が判別できるよう撮影してください。

『この事務所に置かれている専任の宅地建物取引士の数』について、
記入してください。

報酬額表：最新のもの（R6.6.21 改正）を掲示してください。

文字が判別できるよう撮影してください。

6 見取り図・配置図

- ・ 事務所を含む建物内に、他の業者がある場合や、居住者がいる場合は、建物内の見取り図を提出してください。
- ・ 事務所と同じ住所に居宅がある場合は、敷地内の建物の配置図を提出してください。

7 通勤証明書

- ・ 代表者、政令使用人、専任の宅地建物取引士の通勤距離が 50 k m 以上又は通勤時間が 1 時間30分以上の場合に提出してください（様式任意）。
- ・ 高速道路を使用している場合は、E T C 利用証明を添付してください。

8 居所証明書

- ・ 代表者（常勤）、政令使用人、専任の宅地建物取引士で、登録している住所と居住している住所が異なる場合、居所証明書（様式任意）を提出してください。

9 資産に関する調書（個人業者のみ）

- ・ 納税証明書と同じ年の 12 月 31 日現在で作成してください。

10 法人税、所得税の納税証明書

- ・ 様式その 1 を提出してください。
- ・ 法人業者は法人税、個人業者は所得税の納税証明書を提出してください。

11 県税に未納がないことの証明書（法人業者のみ）

- ・ 様式第 4 0 号の 4（ア）を提出してください。
- ・ 税目が全ての県税のものを提出してください。

12 その他注意事項

- ・ 代表・役員等・政令使用人・専任の宅地建物取引士のうち、宅建士免許を持っている方について、宅建士の登録内容（氏名、本籍、住所、従事先等）が最新の情報になっていない場合、審査が行えません。宅地建物取引士登録内容に変更があった際は、速やかに登録事項の変更をお願いします。
- ・ 提出の際は、クリップやクリアファイル等で正本・副本を分けてご提出ください。審査後、閲覧用に個人情報書類等を取り除く必要があるため、製本や、ファイルに綴じこんでいただく必要はありません。

建指第1868号
令和6年3月7日

公益社団法人茨城県宅地建物取引業協会長 殿
公益社団法人全日本不動産協会茨城県本部長 殿

茨城県土木部都市局建築指導課長
(公 印 省 略)

宅地建物取引業に係る業務の適正な運営について（通知）

日頃より、宅地建物取引に関する県行政の推進及び宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号。以下「法」という。）の適正な運営にあたりまして、格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、従来、業務の適正な運営に努めていただいていることと存じますが、近年、以下の事項について、不適切な事例が見られます。改めて下記のとおり通知しますので、よろしくお願いいたします。

今後とも、宅地建物取引に係る業務の適正な運営と公正な取引の確保を図ることを依頼しますとともに、違反事例については、行政指導、行政処分等により厳正に対応してまいります。

記

1 媒介契約書について

宅地建物取引業者は、宅地又は建物の売買又は交換の媒介の契約を締結したときは、遅滞なく、媒介契約書を作成して記名押印し、依頼者に交付しなければなりません（法第34条の2第1項）。媒介契約書は、買主側の媒介であっても、依頼者に交付する必要がありますので、ご注意願います。

2 媒介契約に係る報酬について

宅地建物取引業に係る媒介報酬については、法第46条及び同条の規定に基づく「宅地建物取引業者が宅地又は建物の売買等に関して受けることができる報酬の額（昭和45年10月23日建設省告示第1552号。以下「報酬告示」という。）が定められており、法第46条及び同告示の規定に基づかない報酬を受け取ることは禁止されております。

当該規定は、報酬・費用を請求する業務が実質的に通常の代理・媒介業務に含まれるものであるときは、報酬告示に規定された以外の報酬とは別に金員を受領することを禁止するものであり、業務の実態が代理・媒介業務の報酬であれば、法違反になりますので、ご注意願います。

3 指定流通機構への登録について

宅地建物取引業者は、専任媒介契約を締結したときは、契約の相手方を探索するため、国土交通省令で定める期間内に、当該専任媒介契約の目的物である宅地又は建物につき、所在、規模、形質、売買すべき価額その他国土交通省令で定める事項を、国土交通省令で定めるところにより、指定流通機構に登録しなければならないとされております（法第34条の2第5項）。また、登録を証する書面については、遅滞なく依頼者に引き渡すようお願いします（法第34条の2第6項）。

4 専任の宅地建物取引士の設置及び専任性について

宅地建物取引業者は、その事務所ごとに、従業者5人につき1人以上の成年者である専任の宅地建物取引士を設置しなければなりません（法第31条の3第1項）。

専任の宅地建物取引士は、原則として、専らその事務所等に常勤し、専ら宅地建物取引業に従事する状態でなければなりません。したがって、他の事務所等の業務とかけ持ちをしている場合、他の法人の代表取締役・常勤取締役を兼任している場合、会社員のように他の職業に従事していて、一般的な社会通念における営業時間に事務所等に勤務できない場合などは、専任の宅地建物取引士とは認められませんので、ご注意ください。

5 宅地建物取引業変更届出について

茨城県知事の免許を現に有する者で、次の事項に変更があった場合、宅地建物取引業者名簿登録事項変更届出書（様式第3号の4）により、変更があった日から30日以内に届出する必要があります（法第9条）ので、ご注意ください。

《変更の届出が必要な事項》

①商号又は名称 ②代表者又は個人 ③役員 ④事務所 ⑤政令第2条の2で定める使用人 ⑥専任の宅地建物取引士

《提出部数および提出先》

提出部数：正本1部、副本1部（正本のコピー可）

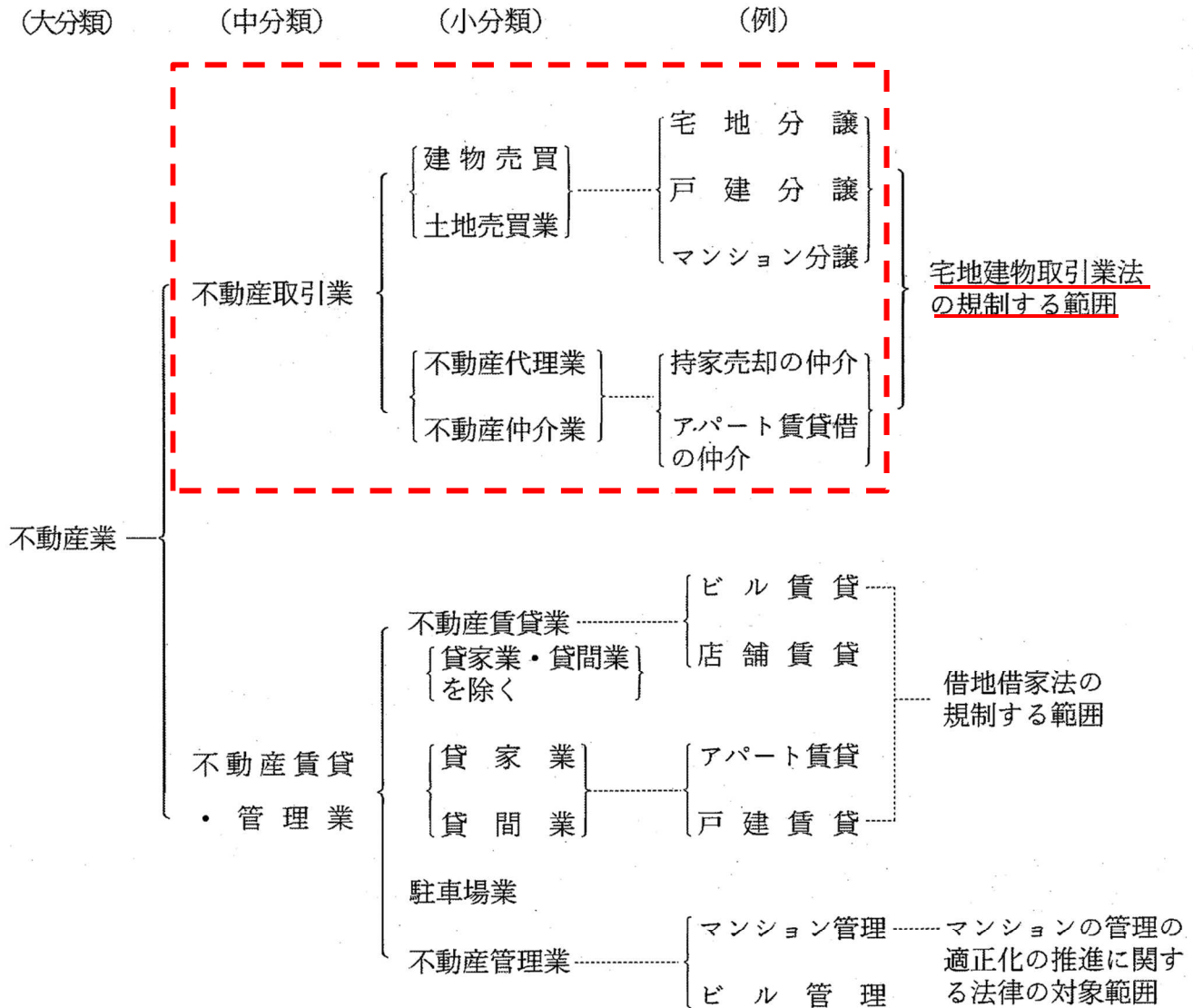
提出先：茨城県土木部都市局建築指導課

※郵送による提出の場合は、必ず副本返却用の封筒に必要な切手を貼付し同封して下さい。

担当 監察・免許 G
電話 029-301-4722

I 不動産業と宅地建物取引業

〈不動産業の分類〉

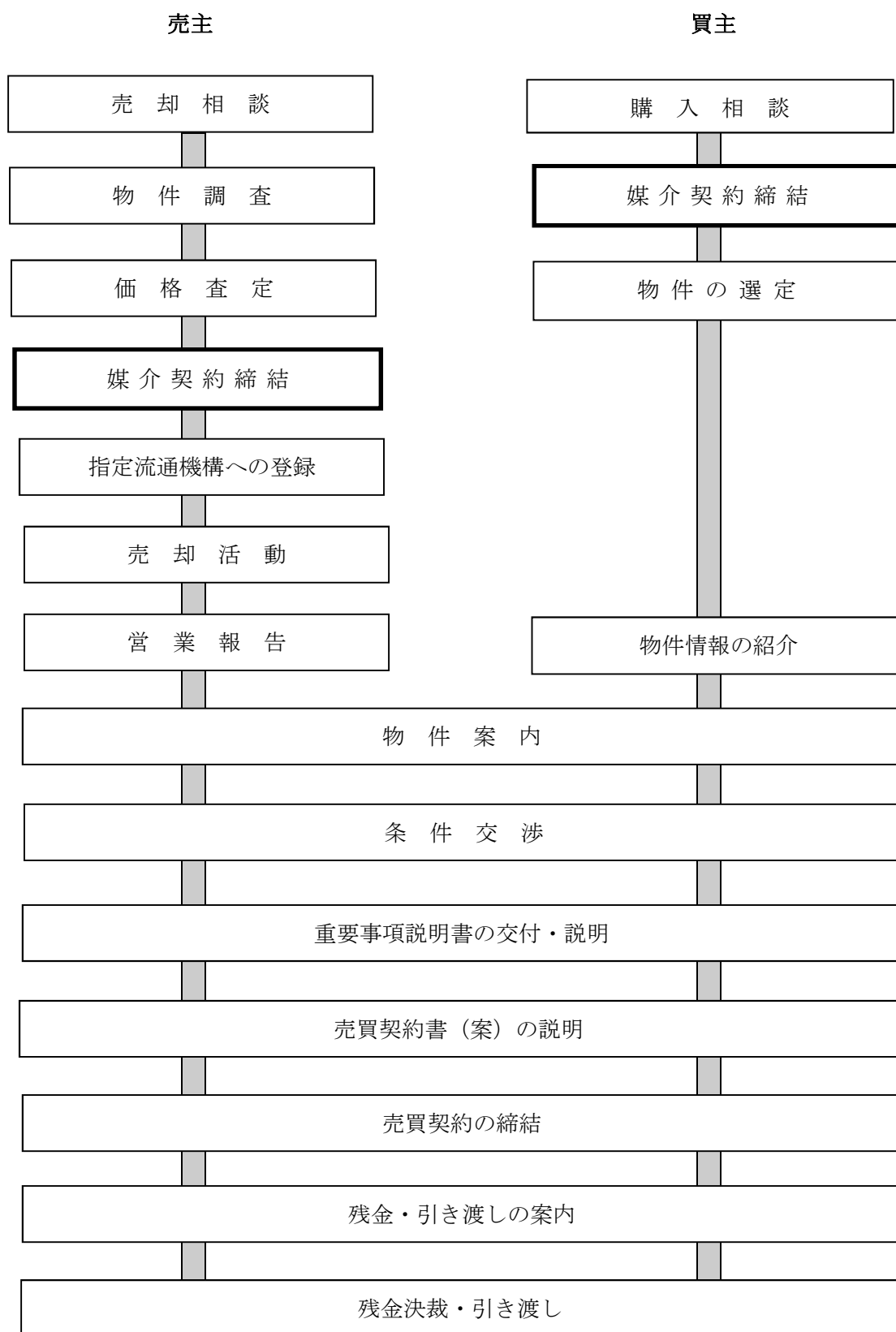


(注) 「日本標準産業分類」による

上記の表のとおり、不動産業には、様々な業務がありますが、不動産取引業（土地・建物の売買、交換、代理、仲介）は、宅地建物取引業法の規制を受けています。

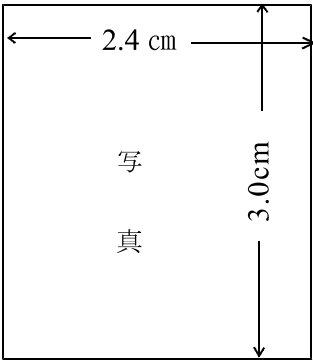
なお、不動産賃貸・管理業に関しては、当事者間の合意内容、借地借家法や民法等の法令の定めに従うことになります。

宅地建物の売買の媒介業務フローチャート



様式第八号（第十七条関係）

表

	従 業 者 証 明 書 従業者証明書番号	
	従 業 者 氏 名 (年 月 日生) 業務に従事する 事務所の名称 及 び 所 在 地 この者は、宅地建物取引業者の従業者であることを証明します。 証明書有効期間 年 月 日から 年 月 日まで 主たる事務所の所在地 代 表 者 氏 名	
（ 年 月撮影） 免 許 証 番 号 国土交通大臣()第 号 知事 商 号 又 は 名 称		

← 8.547 cm 以上 8.572 cm 以下 →

↑ 5.392cm 以上 5.403cm 以下 ↓

裏

備 考
宅地建物取引業法抜粋 第48条 宅地建物取引業者は、国土交通省令の定めるところにより、従業者に、その従業者であることを証する証明書を携帯させなければ、その者をその業務に従事させてはならない。 2 従業者は、取引の関係者の請求があったときは、前項の証明書を提示しなければならない。

備 考

- 1 従業者証明書番号の付し方は、次の方法によること。
 - (1) 第1けた及び第2けたには、当該従業者が雇用された年を西暦で表したときの西暦年の下2けたを記載するものとする。
 - (2) 第3けた及び第4けたには、当該従業者が雇用された月を記載するものとする。ただし、その月が1月から9月までである場合においては、第3けたは0とし、第4けたにその月を記載するものとする。
 - (3) 第5けた以下には、従業者ごとに、重複がないように付した番号を記載するものとする。
- 2 業務に従事する事務所に変更があったときは、裏面に変更後の内容を記入すること。
- 3 従業者の現住所等必要な事項がある場合には、裏面に記入すること。
- 4 用紙の色彩は青色以外とすること。
- 5 証明書の有効期間は5年以下とすること。

様式第八号の二(第十七の二関係)

従 業 者 名 簿

氏 名	従業者証明書番号	主たる職務内容	宅地建物取引士 であるか否かの別	この事務所の従業 者となった年月日	この事務所の従業者 でなくなった年月日

備 考

- 1 「従業者証明書番号」の欄には、法第48条第1項の証明書の番号を記入すること。
- 2 「宅地建物取引士であるか否かの別」の欄には、宅地建物取引士である者には○印を付けること。
- 3 一時的に業務に従事する者についても記載すること。
- 4 記載すべき事由が発生した場合には、2週間以内に記載すること。なお、記載事項について変更、訂正等をするときは、変更、訂正等をする前の文字等は、なお読むことができるようにしておくこと。

＜帳簿の記載事項＞

○ 宅地建物取引業法（抜粋）

（帳簿の備付け）

第49条 宅地建物取引業者は、国土交通省令の定めるところにより、その事務所ごとに、その業務に関する帳簿を備え、宅地建物取引業に関し取引のあつたつど、その年月日、その取引に係る宅地又は建物の所在及び面積その他国土交通省令で定める事項を記載しなければならない。

○ 宅地建物取引業法施行規則（抜粋）

（帳簿の記載事項等）

第18条 法第49条に規定する国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 売買若しくは交換又は売買、交換若しくは貸借の代理若しくは媒介の別（取引一任代理等（法第50条の2第1項に規定する取引一任代理等をいう。以下同じ。）に係るものである場合は、その旨を含む。）
- 二 売買、交換若しくは貸借の相手方若しくは代理を依頼した者又は媒介に係る売買、交換若しくは貸借の各当事者及びこれらの者の代理人の氏名及び住所
- 三 取引に関与した他の宅地建物取引業者の商号又は名称（当該宅地建物取引業者が個人である場合においては、その者の氏名）
- 四 宅地の場合にあつては、現況地目、位置、形状その他当該宅地の概況
- 五 建物の場合にあつては、構造上の種別、用途その他当該建物の概況
- 六 売買金額、交換物件の品目及び交換差金又は賃料
- 七 報酬の額
- 八 宅地建物取引業者が自ら売主となる新築住宅（住宅の品質確保の促進等に関する法律第2条第2項に規定する新築住宅をいう。以下この条において同じ。）の場合にあつては、次に掲げる事項
 - イ 当該新築住宅を引き渡した年月日
 - ロ 当該新築住宅の床面積
 - ハ 当該新築住宅が特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律施行令（平成19年政令第395号）第6条第1項の販売新築住宅であるときは、同項の書面に記載された2以上の宅地建物取引業者それぞれの販売瑕疵負担割合（同項に規定する販売瑕疵負担割合をいう。以下この号において同じ。）の合計に対する当該宅地建物取引業者の販売瑕疵負担割合の割合

ニ 当該新築住宅について、住宅瑕疵担保責任保険法人（特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律第17条第1項に規定する住宅瑕疵担保責任法人をいう。）と住宅販売瑕疵担保責任保険契約（同法第2条第6項に規定する住宅販売瑕疵担保責任保険契約をいう。）を締結し、保険証券又はこれに代わるべき書面を買主に交付しているときは、当該住宅瑕疵担保責任保険法人の名称

九 取引に関する特約その他参考となる事項

- 2 法第49条に規定する宅地建物取引のあつた年月日、その取引に係る宅地又は建物の所在及び面積並びに第一項各号に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体に記録され、必要に応じ当該事務所において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもつて法第49条に規定する帳簿への記載に代えることができる。
- 3 宅地建物取引業者は、法第49条に規定する帳簿（前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスクを含む。）を各事業年度の末日をもつて閉鎖するものとし、閉鎖後5年間（当該宅地建物取引業者が自ら売主となる新築住宅に係るものにあつては、10年間）当該帳簿を保存しなければならない。

帳簿（取引台帳）は、＜帳簿の記載事項＞を参考に適宜作成するか、ご所属の協会や取扱業者までお問い合わせください。なお、参考様式を県建築指導課のホームページからダウンロードすることもできます。

参考例

取引台帳(売買)

令和 年 月 日

代理・媒介 売・買

売主	本人		住所		TEL	
	代理人		住所		TEL	
買主	本人		住所		TEL	
	代理人		住所		TEL	
所在地		(住居表示)				
土地	地目	公簿	現況	地積	公簿	m ² 実測 m ²
	形状				固定資産評価額(年度)	円
	都市計画				用途地域	
	地域・地区				現況	
	区画整理				権利	
	道路					
	設備					
	交通					
	借地権	無 有 ()				
	建物	所在				家屋番号
用途					固定資産評価額(年度)	円
構造					階数	
屋根					建築年月日	
床面積		1階 m ²	2階 m ²	3階 m ²	合計 m ²	
間取り		1階	2階	3階	合計	
付属物					設備	
現況						
借家人		無 有 ()				
業者売主・新築住宅の場合		販売瑕疵負担割合	%	瑕疵担保責任保険法人名		
代金	総額	円	内訳	土地	円	
				建物	円	内消費税 円
				付属物	円	内消費税 円
支払明細	手付金	内金	内金	残金	備考	
	円	円	円	円		
	領収年月日	領収年月日	領収年月日	領収年月日		
取引の概要	報酬額	総額	円	売主から	円	領収年月日
		内消費税	円	買主から	円	領収年月日
	仲介者	商号	住所	支払報酬額	円	
		商号	住所		円	
		商号	住所		円	
	契約成立年月日		登記日	引渡日		
特約 その他						

参考例

取引台帳(貸借)

令和 年 月 日

代理・媒介 貸・借

貸主	本人		住所		TEL	
	代理人		住所		TEL	
借主	本人		住所		TEL	
	代理人		住所		TEL	
所在地		(住居表示)				
土地	地目	公簿	現況	地積	公簿	m ² 実測 m ²
	形状				固定資産評価額(年度)	円
	都市計画	用途地域				
	地域・地区	現況				
	区画整理	権利				
	道路					
	設備					
	交通					
	借地権	無 有 ()				
	建物	所在	家屋番号			
用途		固定資産評価額(年度)			円	
構造		階 数				
屋根		建築年月日				
床面積		1階 m ²	2階 m ²	3階 m ²	合計 m ²	
間取り		1階	2階	3階	合計	
付属物		設備				
現況						
敷地権利		無 有 ()				
賃貸条件		賃料	月額	円	共益費	月額
	管理費	月額	円	その他	月額	円
	敷金		円	礼金		円
	保証金		円	その他		円
	契約期間	更新				
	入居人数	更新料				
取引の概要	報酬額	総 額	円	貸主から	円	領収年月日
		内消費税	円	借主から	円	領収年月日
	仲介者	商号	住所	支払報酬額		円
		商号	住所			円
		商号	住所			円
	契約成立年月日	引渡日				
特約 その他						

様式第九号（第十九条関係）

標 識

宅 地 建 物 取 引 業 者 票	
免 許 証 番 号	国土交通大臣 () 第 号 知事
免許有効期間	年 月 日から 年 月 日まで
商号又は名称	
代表者氏名	
この事務所の代表者氏名	
この事務所に置 かれている専任 宅地建物取引士 の数	(宅地建物取引業に従事する者の数 人)
主たる事務所の 所 在 地	電話番号 ()

3 0 cm
以 上

3 5 cm 以上

備 考

本標識中、「この事務所に置かれている専任の宅地建物取引士の数」欄の「宅地建物取引業に従事する者の数」は、「この事務所に置かれている専任の宅地建物取引士の数」について変更があった場合のみ、変更すること。

宅地建物取引業者が宅地又は建物の売買等に関して受けることができる報酬の額

(昭和四十五年十月二十三日建設省告示第千五百五十二号)

最終改正 令和六年六月二十一日国土交通省告示第百四十九号

第一 定義

この告示において、「消費税等相当額」とは消費税法（昭和六十三年法律第百八号）第二条第一項第九号に規定する課税資産の譲渡等につき課されるべき消費税額及び当該消費税額を課税標準として課されるべき地方消費税額に相当する金額をいう。

第二 売買又は交換の媒介に関する報酬の額

宅地建物取引業者（課税事業者（消費税法第五条第一項の規定により消費税を納める義務がある事業者をいい、同法第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者を除く。）である場合に限る。第三から第五まで、第七から第十まで及び第十一①において同じ。）が宅地又は建物（建物の一部を含む。以下同じ。）の売買又は交換の媒介に関して依頼者から受けることのできる報酬の額（当該媒介に係る消費税等相当額を含む。）は、依頼者の一方につき、それぞれ、当該売買に係る代金の額（当該売買に係る消費税等相当額を含まないものとする。）又は当該交換に係る宅地若しくは建物の価額（当該交換に係る消費税等相当額を含まないものとし、当該交換に係る宅地又は建物の価額に差があるときは、これらの価額のうちいずれか多い価額とする。）を次の表の上欄に掲げる金額に区分してそれぞれの金額に同表の下欄に掲げる割合を乗じて得た金額を合計した金額以内とする。

二百万円以下の金額	百分の五・五
二百万円を超え四百万円以下の金額	百分の四・四
四百万円を超える金額	百分の三・三

第三 売買又は交換の代理に関する報酬の額

宅地建物取引業者が宅地又は建物の売買又は交換の代理に関して依頼者から受けることのできる報酬の額（当該代理に係る消費税等相当額を含む。以下この規定において同じ。）は、第二の計算方法により算出した金額の二倍以内とする。ただし、宅地建物取引業者が当該売買又は交換の相手方から報酬を受ける場合においては、その報酬の額と代理の依頼者から受ける報酬の額の合計額が第二の計算方法により算出した金額の二倍を超えてはならない。

第四 貸借の媒介に関する報酬の額

宅地建物取引業者が宅地又は建物の貸借の媒介に関して依頼者の双方から受けることのできる報酬の額（当該媒介に係る消費税等相当額を含む。以下この規定において同じ。）の合計額は、当該宅地又は建物の借賃（当該貸借に係る消費税等相当額を含まないものとし、当該媒介が使用貸借に係るものである場合においては、当該宅地又は建物の通常の借賃をいう。以下同じ。）の一月分の一・一倍に相当する金額以内とする。この場合において、居住の用に供する建物の賃貸借の媒介に関して依頼者の一方から受けることのできる報酬の額は、当該媒介の依頼を受けるに当たって当該依頼者の承諾を得ている場合を除き、借賃の一月分の〇・五五倍に相当する金額以内とする。

第五 貸借の代理に関する報酬の額

宅地建物取引業者が宅地又は建物の貸借の代理に関して依頼者から受けることのできる報酬の額（当該代理に係る消費税等相当額を含む。以下この規定において同じ。）は、当該宅地又は建物の借賃の一月分の一・一倍に相当する金額以内とする。ただし、宅地建物取引業者が当該貸借の相手方から報酬を受ける場合においては、その報酬の額と代理の依頼者から受ける報酬の額の合計額が借賃の一月分の一・一倍に相当する金額を超えてはならない。

第六 権利金の授受がある場合の特例

宅地又は建物（居住の用に供する建物を除く。）の賃貸借で権利金（権利金その他いかなる名義をもつてするかを問わず、権利設定の対価として支払われる金銭であって返還されないものをいう。）の授受があるものの代理又は媒介に関して依頼者から受ける報酬の額（当該代理又は媒介に係る消費税等相当額を含む。）については、第四又は第五の規定にかかわらず、当該権利金の額（当該貸借に係る消費税等相当額を含まないものとする。）を売買に係る代金の額とみなして、第二又は第三の規定によることができる。

第七 低廉な空家等の売買又は交換の媒介における特例

低廉な空家等（売買に係る代金の額（当該売買に係る消費税等相当額を含まないものとする。）又は交換に係る宅地若しくは建物の価額（当該交換に係る消費税等相当額を含まないものとし、当該交換に係る宅地又は建物の価額に差があるときは、これらの価額のうちの多い価額とする。）が八百万円以下の金額の宅地又は建物をいう。以下同じ。）の売買又は交換の媒介に関して依頼者から受ける報酬の額（当該媒介に係る消費税等相当額を含む。以下この規定において同じ。）については、宅地建物取引業者は、第二の規定にかかわらず、当該媒介に要する費用を勘案して、第二の計算方法

により算出した金額を超えて報酬を受けることができる。この場合において、当該依頼者から受ける報酬の額は三十万円の一・一倍に相当する金額を超えてはならない。

第八 低廉な空家等の売買又は交換の代理における特例

低廉な空家等の売買又は交換の代理については、宅地建物取引業者が依頼者から受けることのできる報酬の額（当該代理に係る消費税等相当額を含む。以下この規定において同じ。）は、第三の規定にかかわらず、第七の規定により算出した金額の二倍以内とする。ただし、宅地建物取引業者が当該売買又は交換の相手方から報酬を受ける場合においては、その報酬の額と代理の依頼者から受ける報酬の額の合計額が第七の規定により算出した金額の二倍を超えてはならない。

第九 長期の空家等の貸借の媒介における特例

長期の空家等（現に長期間にわたって居住の用、事業の用その他の用途に供されておらず、又は将来にわたり居住の用、事業の用その他の用途に供される見込みがない宅地又は建物をいう。以下同じ。）の貸借の媒介に関して依頼者の双方から受ける報酬の額（当該媒介に係る消費税等相当額を含む。以下この規定において同じ。）の合計額については、宅地建物取引業者は、第四の規定にかかわらず、当該長期の空家等の借主である依頼者から受ける報酬の額が当該長期の空家等の借賃の一月分の一・一倍（居住の用に供する長期の空家等にあつては、当該媒介の依頼を受けるに当たって当該借主である依頼者の承諾を得ている場合を除き、〇・五五倍）に相当する金額以内である場合に限り、当該媒介に要する費用を勘案して、第四の規定により算出した金額を超えて、当該長期の空家等の借賃の一月分の二・二倍に相当する金額を超えない範囲内で報酬を受けることができる。

第十 長期の空家等の貸借の代理における特例

長期の空家等の貸借の代理については、次に掲げる報酬の額（第二号にあつては、その合計額）は、第五の規定にかかわらず、当該長期の空家等の借賃の一月分の二・二倍に相当する金額以内とする。

一 宅地建物取引業者が当該長期の空家等の貸主である依頼者から受けることのできる報酬の額（当該代理に係る消費税等相当額を含む。次号において同じ。）（当該貸借の相手方から報酬を受ける場合を除く。）

二 宅地建物取引業者が当該代理に係る貸借の相手方から報酬を受ける場合におけるその報酬の額と代理の依頼者から受けることのできる報酬の額の合計額（当該長期の空家等の借主である依頼者から受ける報酬の額が当該長期の空家等の借賃の一月分の一・一倍に相当する金額以内である場合に限る。）

第十一 第二から第十までの規定によらない報酬の受領の禁止

① 宅地建物取引業者は、宅地又は建物の売買、交換又は貸借の代理又は媒介に関し、第二から第十までの規定によるほか、報酬を受けることができない。ただし、依頼者の依頼によって行う広告の料金に相当する額については、この限りでない。

② 消費税法第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務を免除される宅地建物取引業者が、宅地又は建物の売買、交換又は貸借の代理又は媒介に関し受けることができる報酬の額は、第二から第十までの規定に準じて算出した額に百分の百を乗じて得た額、当該代理又は媒介における仕入れに係る消費税等相当額及び①ただし書に規定する額を合計した金額以内とする。

附 則

1 この告示は、昭和四十五年十二月一日から施行する。

2 昭和四十年四月建設省告示第千七百七十四号は、廃止する。

3 宅地又は建物の売買、交換又は貸借の契約でこの告示の施行前に成立したものの代理又は媒介に關して宅地建物取引業者が受けることのできる報酬の額については、なお従前の例による。

附 則（平成元年二月十七日建設省告示第二百六十三号）

この告示は、平成元年四月一日から施行する。

附 則（平成九年一月十七日建設省告示第三十七号）

この告示は、平成九年四月一日から施行する。

附 則（平成十六年二月十八日国土交通省告示第百号）

この告示は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則（平成二十六年二月二十八日国土交通省告示第百七十二号）

（施行期日）

1 この告示は、平成二十六年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第六十八号）附則第五条第三項の規定により同法による改正前の消費税法第二十九条に規定する税率によることとされる消費税に相当する金額を含む宅地又は建物の売買、交換又は貸借の代理又は媒介に關して宅地建物取引業者が受けることのできる報酬の額については、なお従前の例による。

附 則（平成二十九年十二月八日国土交通省告示第千五百十五号）

この告示は、平成三十年一月一日から施行する。

附 則（令和元年八月三〇日国土交通省告示第四百九十三号）
（施行期日）

1 この告示は、令和元年十月一日から施行する。

（経過措置）

2 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第六十八号）附則第十六条第一項において読み替えて準用する同法附則第五条第三項の規定により同法第三条の規定による改正前の消費税法（昭和六十三年法律第百八号）第二十九条に規定する税率によることとされる消費税に相当する金額を含む宅地又は建物の売買、交換又は貸借の代理又は媒介に関して宅地建物取引業者が受けることのできる報酬の額については、なお従前の例による。

附 則（令和六年六月二十一日国土交通省告示第九百四十九号）
この告示は、令和六年七月一日から施行する。

法人用

宅地建物取引業者名簿登載事項変更届出書類一覧

次に掲げる事項について変更があった場合には、３０日以内に所定の様式により関係書類を添えて**２部**届け出ること。

変更事項 変更に伴う提出書類	商号 又は 名称	主たる 事務所	代 表 者		役 員		政 令 使 用 人		専任の宅地建物取引士		氏名の変更				従たる事務所					
											代 表 者	役 員	政 令 使 用 人	専任の宅地建物取引士	設置			名 称	所 在 地	廃 止
			就 任	退 任	就 任	退 任	就 任	退 任	就 任	退 任					政 令 使 用 人	専任の宅地建物取引士	事 務 所			
宅地建物取引業者名簿登載事項変更届出書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
免許証書換え交付申請書	○	○	○									○								
誓約書			○		○		○								○					
身分証明書			①		①		①								①					
登記されていないことの証明書			①		①		①								①					
戸籍抄本												○	○	○	○					
宅地建物取引業に従事する者の名簿			○	○	②	②	○	○	○	○	○	○	②	○	○	○	○			
専任の宅地建物取引士設置証明書										○	○					○				
事務所を使用する権原に関する書面		○															○		○	
案内図		○															○		○	
事務所の写真（全景、入口付近、事務・応接スペース、業者票、報酬額表）		○															○		○	
略歴書			○		○		○			○					○	○				
代表者等の連絡先			○	○	○	○	○	○				○	○	○		○				
現状申告書										○						○				
商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）	○	○	○	○	○	○						○	○					③	③	③
（営業保証金供託業者）営業保証金供託済届出書及び営業保証金供託所の写し																	○			
（保証協会加入業者）弁済業務保証金の供託済証明書の写し及び正会員名簿の写し																	○			

（注）①業者として、従前に身分証明書・登記されていないことの証明書を証明書有効期間内（３か月）に提出している場合は、省略しても差し支えありません。

②宅地建物取引業に従事する場合（就任）、従事しない場合（退任）については必要です。③支店登記した（していた）場合は、必要です。

宅地建物取引業者名簿登載事項変更届出書類一覧

個人事業主用

次に掲げる事項について変更があった場合には、３０日以内に所定の様式により関係書類を添えて**２部**届け出ること。

変更事項 変更に伴う提出書類	商号又は名称	主たる事務所	代表者		政令使用人		専任の宅地建物取引士		氏名の変更			従たる事務所					
			就任	退任	就任	退任	就任	退任	代表者	政令使用人	専任の宅地建物取引士	設置			名称	所在地	廃止
												政令使用人	専任の宅地建物取引士	事務所			
宅地建物取引業者名簿登載事項変更届出書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
免許証書換え交付申請書	○	○	○						○								
誓約書			○		○							○					
身分証明書			①		①							①					
登記されていないことの証明書			①		①							①					
戸籍抄本									○	○	○						
宅地建物取引業に従事する者の名簿			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
専任の宅地建物取引士設置証明書							○	○					○				
事務所を使用する権原に関する書面		○												○		○	
案内図		○												○		○	
事務所の写真（全景、入口付近、事務・応接スペース、業者票、報酬額表）		○												○		○	
略歴書			○		○		○					○	○				
代表者等の連絡先			○	○	○	○			○	○		○					
現状申告書							○						○				
（営業保証金供託業者）営業保証金供託届出書及び営業保証金供託所の写し														○			
（保証協会加入業者）弁済業務保証金の供託済証明書の写し及び正会員名簿の写し														○			

（注）①業者として、従前に身分証明書・登記されていないことの証明書を証明書有効期間内（３か月）に提出している場合は、省略しても差し支えありません。

よくあるお問い合わせ

1 免許等の申請場所・時間・金額について

Q 1 申請はどこでできますか。

A 1 茨城県庁舎 20 階建築指導課です。駐車場の位置、県庁舎直行のシャトルバスの時間等については県ホームページ*をご覧ください。

※ 県ホームページ

<https://www.pref.ibaraki.jp/bugai/koho/kenmin/info/divishion/index6.html>

Q 2 窓口の開設日と時間を教えてください。

A 2 土曜、日曜、祝日及び年末年始（12月29日から1月3日）を除く平日に開設しています。受付時間は午前9時から午後4時30分です。（昼の12時から13時までは除きます。）

Q 3 様式はどこで入手できますか。

A 3 建築指導課のホームページ*¹からダウンロードができます。また、当課の窓口でも配布しております。*²

※ 1 建築指導課のホームページ

<https://www.pref.ibaraki.jp/doboku/kenshi/kansatsumennkyohp/takkenn/mennkyosinnseisho.html>

※ 2 下記の団体でも配布しております。詳しくは各団体にお問い合わせください。

（公社）茨城県宅地建物取引業協会（TEL:029-225-5300）

（公社）全日本不動産協会茨城県本部（TEL:029-244-2417）

Q 4 申請にかかる費用について教えてください。

A 4

申請種別	申請内容	手数料	支払い方法
宅建業者免許	茨城県知事免許新規 （免許換え新規を含む）	33,000 円 ※電子申請による場合は、 26,500 円	茨城県収入証紙* を添付
	茨城県知事免許更新		
宅地建物 取引士関係	資格登録	37,000 円	
	資格登録移転	8,000 円	
	取引士証交付・再交付	4,500 円	

※ 「茨城県の収入証紙」をご購入ください（国が発行する「収入印紙」との間違いにご注意ください）。

Q 5 収入証紙はどこで入手できますか。

A 5 県庁舎内では1階及び、2階の売店で販売しています。

県庁舎以外でも販売しているところがありますので、詳しくは会計管理課のホームページ※をご覧ください。なお、建築指導課の窓口では販売していませんのでご注意ください。

※ 茨城県会計管理課のホームページ

<https://www.pref.ibaraki.jp/kaikei/kaikanri/chizu.html>

Q 6 免許・登録に必要となる費用について教えてください。

A 6 宅建業については、免許が付与された後、営業保証金について自己で法務局に供託するか、保証協会に加入するかのいずれかを済ませ、これを届けなければ営業開始できません。

営業保証金供託	本店分	1, 0 0 0 万円
	従たる事務所 (1店につき)	5 0 0 万円
保証協会分担金※	本店分	6 0 万円
	従たる事務所 (1店につき)	3 0 万円

※ 協会加入には上記以外に所定の費用がかかります。

Q 7 提出部数は何部必要ですか。

A 7 正本1部・副本1部の計2部をご用意ください。

副本については、正本を作成後、正本のコピー（白黒可）で構いません。委託を受けた行政書士の方など、個別の控えが必要な方は別途副本をご用意ください。

Q 8 宅建業免許の更新はいつまでにする必要がありますか。

A 8 有効期間満了日の90日前（閉庁日の場合は翌開庁日）から30日前（閉庁日の場合はその前の開庁日）までに免許の更新申請を行ってください。有効期間までに更新申請が行われない場合、免許は失効します。

※ 「1ヵ月前」ではなく「30日前」までなので、2月前後に申請される場合等、日数にお気を付けください。

Q 9 郵送での申請、届出は可能ですか。

A 9 郵送による受付も行っております。

2 宅地建物取引業者名簿登載事項変更届出書について

Q 10 どのような場合に登録後、名簿登載事項変更届を提出する必要がありますか。

A 10 宅建業法上は（1）商号又は名称、（2）代表者又は個人、（3）役員、（4）事務所、（5）政令で定める使用人、（6）専任の宅地建物取引士について変更があった場合は、事実発生日から30日以内に届け出る必要があります。なお、必要な

添付書類は茨城県公式ウェブサイトにある宅地建物取引業者変更届出書のホームページ※をご参照ください。

※ 宅地建物取引業者変更届出書のホームページ

<https://www.pref.ibaraki.jp/doboku/kenshi/kansatsumennkyohp/takkenn/henkoutodokede.html>

Q11 従業員の数が変更となった場合、届出が必要ですか。

A11 宅建業法上では、従業員5人につき、専任の宅地建物取引士が1人必要となっております（以下「法定要件」という）。法定要件を満たせないような従業員の増減があった場合、届出が必要となります。

現在従業員が5人で専任の宅地建物取引士が1人であったが、従業員が6人に増えた場合

→専任の宅地建物取引士をもう1人増やす必要があるため、届出が必要。

単に従業員の増減のみで、法定要件に影響がない場合は届出の必要はありません。

現在従業員が5人で専任の宅地建物取引士が1人であったが、従業員が4人に減った場合

→法定要件は満たしているため、届出は不要。

Q12 宅地建物取引士の資格者が入社したが届出は必要ですか。

A12 当該資格者を専任の宅地建物取引士として設置する場合は届出が必要です。法定要件に影響がなく、専任の宅地建物取引士として設置しない場合は不要です。

Q13 事務所の電話番号が変わった場合、届出は必要ですか。

A13 電話番号については法律の要件ではありませんが、変更があった際は当課までご連絡ください。なお、届出様式は任意様式でかまいません。

Q14 役員や専任の宅地建物取引士等の退任のみでも届出は必要ですか。

A14 退任のみでも届出は必要です。

Q15 名簿登載事項変更届はいつまでに届け出る必要がありますか。

A15 事実発生日から30日以内に届け出ることとなっています。

ただし、専任の宅地建物取引士の交代については法定要件を満たせなくなってから2週間以内に要件を満たす措置を講ずる必要があります。

3 証明書類について

Q16 身分証明書とはどのような書類ですか。

A16 本籍地の市区町村が発行する禁治産者、準禁治産者、破産者に該当しない旨の証明書です（発行から3ヶ月以内のもの）。

Q17 登記されていないことの証明書とはどのような書類ですか。

A17 法務局で発行される被保佐人、成年被後見人に該当しない旨の証明書です（発行から3ヶ月以内のもの）。東京法務局（郵送可）又は最寄の法務局（支局・出張所は除く）で発行されます。

Q18 身分証明書と登記されていないことの証明書は何が違うのですか。

A18 平成12年3月31日以前は、禁治産者（成年被後見人とみなされる者）・準禁治産者（被保佐人とみなされる者）については、その内容は本人の戸籍への記録という方法で公示されていましたが、平成12年4月1日以降は、新しい成年後見制度の施行により、その公示方法が戸籍への記録から後見登記等ファイルへの登記に変更されました。

その結果、平成12年3月31日以前に、いわゆる欠格条項に該当しないことの証明は、従前どおり本籍地の市区町村が発行する「身分証明書」によって行い、平成12年4月1日以降は「登記されていないことの証明書」によって行うため、いずれの時点においても欠格事由に該当しないことの証明には両方の証明書が必要になります。

Q19 納税証明書とはどのような書類ですか。

A19 所管の税務署発行の「様式その1」の納税証明です。

税目は申請者が法人の場合は「法人税」、申請者が個人の場合は代表者の「申告所得税」です。

証明期間は直近の1年間（法人は決算期の1年）です。法人設立後1年以内で証明を出せない場合は、その旨お申出ください。

Q20 法人登記簿謄本とは？

A20 法務局で発行された「履歴事項全部証明書」です（発行から3ヶ月以内のもの）。役員の就退任が確認できない場合は、閉鎖謄本の提出を求める場合があります。

Q21 業者として以前公的証明書を提出したが、再び同じ書類の原本を提出する必要がありますか。

A21 業者として従前に（宅地建物取引業免許申請、宅地建物取引業変更届出の際）身分証明書、登記されていないことの証明書等を提出していて、かつ今回の申請（届出）日が当該証明書発行日から3ヶ月以内の場合は省略しても差し支えありません。

その場合は以前提出した証明書のコピーを添付のうえ、「〇月〇日届出済」等を分かるように明記してください。

また、宅地建物取引業免許申請（更新）と宅地建物取引業変更届出が同時に提出と

なる場合、原本は1部のみで差し支えありません。

4 記載方法について

Q22 印鑑は必要ですか。

A22 宅地建物取引業法施行規則の改正（令和2年1月1日施行）により、宅地建物取引業に係る各種申請における申請書・届出書への押印が不要となりました。なお、押印がある書類につきましても、従来通り申請は可能です。

Q23 記載を間違ってしまった場合、どのようにしたらよいですか。

A23 二重線で訂正のうえ、余白に書き直してください（訂正印は不要です）。
訂正の結果、判別困難となった場合は、新しい用紙に記載をお願いします。

Q24 事務所の名称はどのように記載すればよいですか。

A24 業者の名称については、法人の場合は、法人登記の商号と同じものとなります。事務所名称については、本店の場合は「本店」とします。支店、又は従たる事務所については、支店が法人登記されている場合は、「〇〇支店」（登記簿と同じ記載）、営業所等については「〇〇店」や「〇〇営業所」とします。

Q25 経歴書はどのように記載すればよいですか。

A25 「事業の沿革欄」は最初に免許を受けた日付・免許番号等を記載し、以降は商号変更や免許換え、免許失効後の免許の再取得等を日付順に記載します。
期間については、決算書・納税証明書と合わせて過去5年分記載します。
価格欄は、実際に契約した額、実際に受領した手数料を記載します。
過去5年間に取引実績がない場合は、実績がない理由書を添付してください。

Q26 従業者番号はどのように記載すればよいですか。

A26 番号は全部で6ケタで最初の2ケタは雇用された年の西暦の下2桁を、次の2ケタは雇用された月の2ケタを、最後の2ケタは雇用順に番号を振ります。

例：平成27（2015）年12月に雇用され、その方が8番目の雇用であった場合
→「151208」

Q27 どのような写真が必要ですか。

A27 建物の全景、建物の入口（看板が写っているもの）、事務所内部（事務スペース、応接スペースが写っているもの）、業者票、報酬額票（最新のものの文字が判別できるもの）の写真が必要となります。
・建物全景→建物全体が写るように（建物が見切れていないもの）
・建物入口→商号が判別できるように（入口に商号がない場合、商号を掲示してください）

- ・事務所内部→事務スペース、応接スペースが判別できるもの
- ・業者票、報酬額票→印字が判別できるもの

※同一敷地内に別の建物がある場合、敷地内の配置図を添付してください

※同じ建物に複数の法人が入っている場合、ビル 1 階入口付近の写真、案内表示部分、フロア間取り図を添付してください。

※事務所が住宅と併用の場合、間取り図を添付してください。

Q28 地図はどのようなものを添付する必要がありますか。

A28 最寄駅から事務所までの主要な道路、公共施設等（国道、駅、役場、学校等）を記載してください。

なお、最寄駅が近くにない場合は、近くの公共施設等からの地図を添付してください。

5 免許制度について

Q29 どのような人が専任の宅地建物取引士になれるか。

A29 専任の宅地建物取引士は、当該事務所等に常勤し、専ら当該事務所等の宅地建物取引業務に従事できる状態である必要があります。

例えば、以下のような方は、専任の宅地建物取引士にはなりません。

- ・非常勤・パートタイム
- ・在学中の大学生
- ・他の業者、他の事務所等で専任の宅地建物取引士になっている方
- ・同一会社で監査役になっている方

Q30 親の個人免許を子が引き継ぐことはできますか。

A30 個人免許は当該個人に一身専属的に付与されており、引き継ぐことはできません。

Q31 本店で事務所を持たずに支店だけで営業できますか。

A31 登記された所在地での事務所を本店とし、加えて支店や従たる事務所を開設するものとされています。したがって、本店で宅建業を営なまいとしても、本店についても事務所要件を満たす必要があります。

Q32 代表者が他法人で役員等をしている場合はどのようにしたらよいですか。

A32 代表者が他法人で役員等をしている場合、他法人での勤務状況については非常勤である必要があります。その場合は、他法人発行の非常勤証明書を添付していただく必要があります。

また、代表者が他法人に常勤している場合は、政令で定める使用人を設置していただく必要があります。

- Q33 免許をされたが供託を忘れてしまった場合、どのようにしたらよいですか。
- A33 免許をされても、営業保証金の供託を済ませるか、保証協会に加入し、これを届け出なければ営業は開始できません。
- なお、免許をされた日から相当期間を経過しても届出がない場合、免許を取り消される場合があります。
- Q34 保証協会の会員資格を喪失してしまった場合、どのようにしたらよいですか。
- A34 保証協会の社員の地位を失ったときから1週間以内に営業保証金を供託するか、保証協会に再度加入しなければ、行政処分を受ける場合があります。
- なお、保証協会の会費を長期間滞納したり、母体となっている宅建業者団体（茨城県宅建協会、全日本不動産協会）の会員資格を喪失した場合、保証協会の社員の地位を失うこととなりますのでご注意ください。
- Q35 法人代表者の死亡により宅建業を廃業したい場合の手続きを教えてください。
- A35 この場合は、「廃業等届出書」を提出していただきます。
- その際、申請書の「届出の理由」の欄は「廃止」を選択してください。また、届出者は後任の代表取締役である必要があります。
- ただし、後任の代表取締役を選任していない場合は、取締役全員の連名でも可能です（亡くなられた代表取締役の相続人は、この場合の届出者ではありません）。
- Q36 免許の更新申請をしたが、まだ免許が交付されていない場合、どのような取扱いになりますか。
- A36 免許の更新申請から新たな免許の交付を受けるまでの間に、従前の免許の有効期間が経過した場合、従前の免許は失効するわけではなく、新たな免許の交付を受けるまで従前の免許で営業を行っていただけます。
- Q37 法人で新規に免許を取得するにはどのようにしたらよいですか。
- A37 まず、法人の商業登記をお願いします。新規の免許申請は登記が完了してからになります。登記の申請では、目的欄に宅地建物取引業を営む旨の文言を加えてください。
- Q38 専任の宅地建物取引士が退職した場合、新たに確保できるまでの間休業することはできますか。
- A38 宅地建物取引業に休業制度はありませんので、2週間以内に新たな専任の宅地建物取引士を設置してください。

6 宅地建物取引士制度について

- Q39 実務経験がない場合、登録できますか。

A39 宅地建物取引士の登録には、2年以上の宅建業での実務経験か登録実務講習修了のどちらかが必要となります。

実務経験がない方や実務経験が足りない方及び実務経験を証明できない方は登録実務講習を受けていただければ登録申請が可能です。

登録実務講習の内容については、各登録実務講習実施機関※にお問い合わせください。

※ 登録実務講習実施機関一覧

https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/sosei_const_tk3_000068.html

Q40 宅地建物取引士証の有効期限が切れてしまった場合、どのようにしたらよいですか。

A40 宅地建物取引士証の有効期限が切れた方で、引き続き宅地建物取引士の業務を行う場合は、宅地建物取引士証交付申請と法定講習を済ませて、新たな宅地建物取引士証を取得する必要があります。

詳細は下記のサイト※をご確認ください。

※ 宅地建物取引士証交付申請

<https://www.pref.ibaraki.jp/doboku/kenshi/kansatsumennkyohp/takkenn/shuninnshashoukouhusinnsei.html>

Q41 宅地建物取引士証を紛失してしまった場合、どのようにしたらよいですか。

A41 宅地建物取引士証は重要事項説明の際に提示する必要があります。したがって、宅地建物取引士としての業務を行う場合は携帯しておく必要があります。

紛失、汚損、破損し、宅地建物取引士証が必要な場合は、こちら※をご覧ください。

※ 宅地建物取引士証再交付申請

<https://www.pref.ibaraki.jp/doboku/kenshi/kansatsumennkyohp/takkenn/shuninnshashousaikouhu.html>

Q42 登録していた会社を辞めた場合、どのようにしたらよいですか。

A42 変更登録申請※が必要です。

※ 宅地建物取引士資格登録簿変更登録申請

<https://www.pref.ibaraki.jp/doboku/kenshi/kansatsumennkyohp/takkenn/shuninnshahennkou.html>

Q43 登録内容に変更があった場合、どのようにしたらよいですか。

A43 氏名、住所、本籍、宅地建物取引業の従事先について変更があった場合、遅滞なく宅地建物取引士資格登録簿変更登録申請※を行う必要があります。

※ 宅地建物取引士資格登録簿変更登録申請

<https://www.pref.ibaraki.jp/doboku/kenshi/kansatsumennkyohp/takkenn/shuninnshahennkou.html>

- Q44 宅地建物取引士証を返納する方法を教えてください。
- A44 宅地建物取引士証に記載されている有効期間が満了した後に、建築指導課宛に返納してください。
- Q45 法定講習の手続はどこですればよいのですか。
- A45 法定講習実施団体である（公社）茨城県宅地建物取引業協会、（公社）全日本不動産協会茨城県本部に、直接申込みをしてください。
（公社）茨城県宅地建物取引業協会（029-225-5300）
（公社）全日本不動産協会茨城県本部（029-244-2417）
- Q46 茨城県の宅地建物取引士証を持っており、現在他県で勤務している。更新する際の法定講習を勤務している県で受けることはできますか。
- A46 他県で法定講習を受ける場合には、事前に茨城県に受講承認申請※をしていただく必要があります。
- ※ 法定講習受講承認申請書
<https://www.pref.ibaraki.jp/doboku/kenshi/kansatsumennkyohp/takkenn/houteikoushuushouninn.html>
- ※ 現在、（公社）茨城県宅地建物取引業協会、（公社）全日本不動産協会茨城県本部ではWEB講習も開催しております。インターネット環境があれば、ご自宅等で受講することができます。

7 宅地建物取引業者名簿の閲覧について

- Q47 宅地建物取引業者名簿の閲覧はどのようにしたらできますか。
- A47 建築指導課窓口にて、申込書にご記入後、宅地建物取引業者免許関係書類の閲覧をすることができます。
- 閲覧時間は、平日の午前9時から午後4時30分までです。（昼の12時から13時は除く。）
- また、令和7年4月1日以降に申請されたものについては、デジタルで閲覧することもできますので、建築指導課宛てお問い合わせください。
- 閲覧に供する書類
- ・宅地建物取引業者名簿
 - ・宅地建物取引業経歴書
 - ・略歴書（令和7年4月1日以降に申請されたものに限る）
 - ・専任の宅地建物取引士設置証明書
 - ・貸借対照表及び損益計算書（法人のみ）
 - ・資産の状況を示す書面（個人のみ）

お役立ち情報集

(1) 開発許可、建築確認の担当機関について

土地の所在地によって、開発許可や建築確認を担当する機関が異なります。開発許可については、38頁をご参照下さい。また、建築確認については、39頁をご参照下さい。

(2) 裁判例、不動産トラブル事例について

業務を行う中で、トラブルや疑義が生じた際、過去の裁判例やトラブル事例が参考になります。(一財)不動産適正取引推進機構のホームページで、類型別に裁判例やトラブル事例を閲覧することができます。

【(一財)不動産取引推進機構のホームページURL】

<http://www.retio.or.jp/>

(3) 不動産広告について

不動産広告については、宅地建物取引業法による規制を受けるほか、業界団体((公社)茨城県宅地建物取引業協会または(公社)全日本不動産協会)に所属している業者の場合は、「不動産の表示に関する公正競争規約」で定められているルールに従う必要があります。

【「不動産の表示に関する公正競争規約」に関するお問い合わせ先】

(公社)首都圏不動産公正取引協議会 (電話) 03-3261-3811

(4) 建設業者・宅建業者等企業情報検索システムについて

建設業者や宅地建物取引業者の企業情報(代表者名、事務所所在地、電話番号、許可の有効期間など)をインターネット上で閲覧することができます。

【建設業者・宅建業者等企業情報検索システム(国土交通省)のURL】

<https://etsuran2.mlit.go.jp/TAKKEN/>

開発許可関係 問い合わせ先一覧

	担当機関名	所管市町村	連絡先
茨城県	茨城県 土木部都市局 建築指導課		029-301-4732(直通)
	茨城県 土木部都市局 建築指導課 県央建築指導室	茨城町、大洗町、城里町	029-301-4787(直通)
	県北県民センター 建築指導課	高萩市、北茨城市、常陸大宮市、大子町	0294-80-3344(直通)
	鹿行県民センター 建築指導課	全て市に移譲済	0291-33-4113(直通)
	県南県民センター 建築指導課	稲敷市、美浦村、阿見町、河内町、利根町	029-822-7079(直通)
	県西県民センター 建築指導課	下妻市、八千代町、五霞町	0296-24-9154(直通)
中核市	水戸市 都市計画部 建築指導課 開発指導室	水戸市	029-224-1111
特例市	つくば市 都市計画部開発指導課	つくば市	029-883-1111
事務処理市町村	日立市 都市建設部 建築指導課	日立市	0294-22-3111
	土浦市 都市政策部 建築指導課	土浦市	029-826-1111
	古河市 都市建設部 建築指導課	古河市	0280-76-1511
	石岡市 都市建設部 建築住宅指導課	石岡市	0299-23-1111
	結城市 都市建設部 都市計画課	結城市	0296-32-1111
	龍ヶ崎市 都市整備部 都市計画課	龍ヶ崎市	0297-64-1111
	常総市 都市建設部 都市計画課	常総市	0297-23-2111
	常陸太田市 建設部 建築住宅課	常陸太田市	0294-72-3111
	笠間市 都市建設部 都市計画課	笠間市	0296-77-1101
	取手市 都市整備部 建築指導課	取手市	0297-74-2141
	牛久市 建設部 建築住宅課	牛久市	029-873-2111
	ひたちなか市 都市整備部 建築指導課	ひたちなか市	029-273-0111
	鹿嶋市 都市整備部 都市計画課	鹿嶋市	0299-82-2911
	潮来市 建設部 都市建設課	潮来市	0299-63-1111
	守谷市 都市整備部 都市計画課	守谷市	0297-45-1111
	那珂市 建設部 都市計画課開発指導室	那珂市	029-298-1111
	筑西市 土木部 宅地開発課	筑西市	0296-20-1176(直通)
	坂東市 都市建設部 都市整備課	坂東市	0297-35-2121
	かすみがうら市 都市建設部都市整備開発指導室	かすみがうら市	029-897-1111
	桜川市 建設部 都市整備課 宅地審査室	桜川市	0296-58-5111
	神栖市 都市整備部 開発審査課	神栖市	0299-90-1111
	行方市 建設部都市建設課	行方市	0299-55-0111
	鉾田市 建設部 都市計画課	鉾田市	0291-33-2111
	つくばみらい市 都市建設部住まい開発政策課	つくばみらい市	0297-58-2111
	小美玉市 都市建設部 都市整備課	小美玉市	0299-48-1111
	東海村 建設農政部 都市政策課	東海村	029-282-1711
	境町 建設農政部都市計画課	境町	0280-81-1300

建築確認関係 問い合わせ先一覧

	担当機関名	所管市町村	連絡先
茨城県	茨城県 土木部都市局 建築指導課		029-301-4727(直通)
	茨城県 土木部都市局 建築指導課 県央建築指導室	笠間市、那珂市、小美玉市、茨城町、大洗町、城里町、東海村	029-301-4784(直通)
	県北県民センター 建築指導課	常陸太田市、常陸大宮市、大子町	0294-80-3344(直通)
	鹿行県民センター 建築指導課	鹿嶋市、潮来市、神栖市、行方市、銚田市	0291-33-4113(直通)
	県南県民センター 建築指導課	石岡市、龍ヶ崎市、牛久市、守谷市、稲敷市、かすみがうら市、つくばみらい市、美浦村、阿見町、河内町、利根町	029-822-8519(直通)
	県西県民センター 建築指導課	結城市、下妻市、常総市、筑西市、坂東市、桜川市、八千代町、五霞町、境町	0296-24-9149(直通)
特定行政庁	水戸市 都市計画部 建築指導課	水戸市	029-224-1111
	日立市 都市建設部 建築指導課	日立市	0294-22-3111
	土浦市 都市整備部 建築指導課	土浦市	029-826-1111
	古河市 都市建設部 建築指導課	古河市	0280-76-1511
	高萩市 産業建設部 都市整備課	高萩市	0293-23-7034(直通)
	北茨城市 都市建設部 都市計画課	北茨城市	0293-43-1111
	取手市 都市整備課 建築指導課	取手市	0297-74-2141
	つくば市 まちづくり推進部 建築指導課	つくば市	029-883-1111
	ひたちなか市 都市整備部 建築指導課	ひたちなか市	029-273-0111

★このリストを申請書類と一緒に提出してください。

宅地建物取引業免許申請(新規・更新) チェックリスト

【申請者】

免許番号		商号又は名称	
------	--	--------	--

【連絡先】

担当者名		担当者電話番号	
申請者との関係		担当者メールアドレス	

★提出する必要書類が揃っているか、チェック✓を付けて確認してください。

チェック欄	書類の名称	内容	備考
	免許申請書 (第一面から第五面)	第一面	
		第二面	
		第三面	
		第四面	
		第五面	県知事:茨城県収入証紙 33,000円 ※大臣免許は申請案内をご覧ください。
	添付書類(1) 宅地建物取引業経歴書	第一面	※期間を決算書、納税証明書と合わせて、当該期間から過去5年分を記載すること。5年間取引実績がない場合、実績がない理由書を添付すること。
		第二面	
	添付書類(2) 誓約書		
	添付書類(3) 略歴書	代表者	※代表者または政令使用人が他の会社等と兼業(非常勤)している場合、非常勤証明書を添付してください。
		役員	
		政令使用人	
	添付書類(4) 専任の宅地建物取引士設置証明書		
	添付書類(5) 資産の状況を示す書面		※個人のみ必要
	添付書類(6) 相談役及び顧問並びに株主又は出資者の名簿	第一面	※法人のみ必要
		第二面	
	添付書類(7) 事務所を使用する権限に関する書面		
	添付書類(8) 略歴書(専任の取引士等)	専任の取引士	※添付書類(3)該当者は不要
	添付書類(9) 代表者等の連絡先に関する書類		※添付書類(3)該当者全員分を記載
	添付書類(10) 宅地建物取引業に従事する者の名簿		

チェック欄	書類の名称	内容	備考
	身分証明書	代表者	※発行から3ヶ月以内のもの
		役員	
		政令使用人	
	登記されていないことの証明書	代表者	※発行から3ヶ月以内のもの ※住所が略歴書と合っているかどうか確認すること。
		役員	
		政令使用人	
	住民票		※個人のみ必要 ※発行から3ヶ月以内のもの
	事務所付近の地図		※目印になるものが入るように(国道、駅、公共機関等)
	事務所の写真	全景	※全体が写るように
		入口付近	※商号が見えるように
		事務スペース	
		応接スペース	
		業者票	※更新のみ必要 ※文字が判別できるように ※現在の事務所の状況に合っているかどうか確認すること。
		報酬額表	※更新のみ必要 ※文字が判別できるように ※最新のもの
	間取り図		※自宅敷地で事務所を設置する場合や、ビル等の同一フロアに複数業者が入っている場合、必要になります。
	現状申告書	専任の 宅地建物取引士	※通勤距離が50km以上若しくは通勤時間が1時間30分以上の場合は、通勤証明書を添付すること。高速道路を使用の場合は、ETCの証明書を添付すること。
	貸借対照表及び損益計算書(新規法人は開始時貸借対照表)		※法人のみ必要
	法人税又は所得税の納税証明書(様式その1)		※直近1年分 ※発行から3ヶ月以内のもの
	商業(法人)登記簿謄本(履歴事項全部証明書)		※法人のみ必要 ※発行から3ヶ月以内のもの
	県税に未納がないことを証する納税証明書(様式40号の4の(ア))		※法人のみ必要 ※発行から3ヶ月以内のもの

日頃から確認を行うことが、法律に違反する行為や取引のトラブル防止につながります。

事務所状況確認チェックシート				
NO	チェック項目	チェック欄	参照箇所	宅建業法
1	従業者全員に適正な従業者証明書を作成・交付し、携帯させている。		1頁	第48条第1項
2	必要事項が記載された従業者名簿を備え付けている。		2頁	第48条第3項
3	宅地建物取引士は、有効期間が満了していない、適切な内容が記載された宅地建物取引士証の交付を受けている。		2頁	第22条の2
4	専任の宅地建物取引士は常勤している。		2頁	第31条の3
5	法定数（5分の1以上となる数）を充足する専任の宅地建物取引士が設置されている。		2頁	第31条の3
6	定められた事項が記載できる帳簿を備え付け、取引のあった都度に記載している。		2頁	第49条
7	適切な内容を記した業者票を掲示している。		3頁	第50条第1項
8	報酬額表は、最新のものを掲示している。		3頁	第46条第4項
9	無免許で宅地建物取引業を営む者の媒介・代理は行っていない。		—	第2条第2号 第3条第1項 第12条1項
10	広告には、適切な取引態様を明示している。		—	法第34条第1項
11	媒介契約を締結した相手方に対して媒介契約書面を交付している。		5頁	第34条の2第1項
12	媒介契約書に記載の誤り、漏れがない。		5頁	第34条の2第1項
13	専任、専属専任媒介契約における責務を果たしている。		5頁	第34条の2第5項～第8項
14	代理の場合も媒介に準じて行っている。		5頁	第34条の3
15	媒介・代理の際に受領する報酬は、国土交通大臣の定めた額以内である。		21頁	第46条第1項、第2項
16	宅地建物取引士が書面を交付して重要事項説明をしている。		5頁	第35条第1項
17	古い様式や説明項目が漏れている重要事項説明様式を使用していない。		—	第35条
18	重要事項説明書に記載の誤り・漏れがない。		5頁	第35条第47条第1号
19	宅地建物取引士は重要事項の説明をするとき、相手方に宅地建物取引士証を提示している。		5頁	第35条第4項
20	宅地建物取引士は、重要事項説明書の内容を確認し、記名している。		5頁	第35条第5項

不備等のある項目は、すぐに改善しましょう。

日頃から確認を行うことが、法律に違反する行為や取引のトラブル防止につながります。

事務所状況確認チェックシート				
NO	チェック項目	チェック欄	参照箇所	宅建業法
21	手付金分割等による契約の誘引、威迫、電話による長時間の勧誘などを行っていない。		9頁	第47条 第47条の2
22	売買・賃貸契約を締結したときは、遅滞なく契約書を交付している。		7頁	第37条 第1項、第2項
23	契約書に記載の誤り、漏れがない。		7頁	第37条 第1項、第2項
24	宅地建物取引士が契約書の内容を確認し、記名している。		7頁	第37条 第3項
25	開発許可や建築確認等、政令で定める許可・確認等が必要な未完成物件について、許可・確認等を受ける前に、広告、媒介・代理、売買契約等の締結をしていない。		—	第33条 第36条
26	自己の所有に属しない宅地建物について、自ら売主となる契約を締結していない。		7頁	第33条の2
27	自ら売主となる売買契約において、当該業者の事務所等以外の場所で買受けの申込みを受けたり、売買契約を締結した場合は、8日間は無条件で申込みの撤回又は契約の解除ができる旨を書面を交付して告げている。		7頁	第37条の2
28	自ら売主となる売買契約において、債務不履行による契約解除に伴う損害賠償額を予定し、または違約金を定めるときは、これらを合算した額が代金の10分の2以下である。		8頁	第38条
29	自ら売主となる売買契約において受領する手付の額は、代金の10分の2以下である。		8頁	第39条
30	自ら売主となる売買契約における担保責任の期間は、引渡日から2年以上である。		8頁	第40条
31	自ら売主で工事完了前の売買の場合：売買代金の5%を超え、または1千万円を超える額の手付金等を受領する場合は、手付金等の保全措置を講じたうえで受領している。		8頁	第41条
32	自ら売主で工事完了後の売買の場合：売買代金の10%を超え、または1千万円を超える額の手付金等を受領する場合は、手付金等の保全措置を講じたうえで受領している。		8頁	第41条の2
33	契約書に建物の売買代金に係る消費税額を記載している。		—	第37条第1項第3号、ガイドライン
34	報酬額は、消費税を除いた売買代金から積算している。		9頁	第46条

○犯罪収益移転防止法関係

1	宅地建物の売買（仲介含む。）にあたって、売主・買主・代理人等にかかる本人確認を行っている。		3頁	法4条
2	取引記録を作成している。		3頁	法7条
3	確認記録及び取引記録を7年間保存している。		3頁	法6条、7条

不備等のある項目は、すぐに改善しましょう。